



平成23年3月17日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官
平成22年(行コ)第239号 公務外認定処分取消請求控訴事件
(原審・水戸地方裁判所平成20年(行ウ)第21号)
口頭弁論終結日 平成22年12月16日

判 決

水戸市笠原町483-15

控訴人	竹中	洋子
訴訟代理人弁護士	萩谷	一祐
同	安江	志
同	佐藤	大志
同	五來	則男
同	丸山	司
同	瀬佑	志

東京都千代田区平河町2丁目16番1号

被控訴人	地方公務員災害補償基金
代表者理事長	橋本 勇
処分行政庁	地方公務員災害補償基金茨城県支部長 橋本 昌
訴訟代理人弁護士	羽根 一成
主	文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 地方公務員災害補償基金茨城県支部長が平成19年1月18日付けで行った、控訴人の被った災害について公務外であると認定した処分を取り消す。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

主文と同旨

2 被控訴人

本件控訴を棄却する。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

茨城県立日立第二高等学校（以下「日立二高」という。）の教諭である控訴人は、週休日である平成16年7月10日（土曜日）に同校において実施された株式会社ベネッセコーポレーション（以下「ベネッセ」という。）作成の総合学力記述模試（以下「本件模擬試験」という。）の監督を行うために、自家用車で自宅から同校に向かう途中交通事故に遭い、頸椎捻挫などの傷害を負った（以下「本件事故」という。）。控訴人は、本件事故について地方公務員災害補償法に基づき公務災害認定を請求したところ、被控訴人茨城県支部長（以下「茨城県支部長」という。）は、公務遂行性は認められないとして、公務外認定処分を行った。

本件は、控訴人が公務外認定処分を不服として、行政事件訴訟法3条2項に基づき、被控訴人に対し、上記処分の取消しを求めた事案である。

原審は、控訴人の本件事故には公務遂行性が認められないとして、控訴人の請求を棄却した。

控訴人は、これを不服として、上記判決を求めて控訴した。

2 爭いのない事実等

争いのない事実等は、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要等」2に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

争点及びこれに関する当事者の主張は、「当審における当事者の主張」を次

項に付加するほか、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要等」3に記載のとおりであるから、これを引用する。

4 当審における当事者の主張

(1) 控訴人の主張

控訴人は、①本件模擬試験は、日立二高の学習指導上重要なものであり、同校の年間行事の一部に組み込まっていること、②模擬試験の実施日、実施内容については進路指導部が原案を作成し、職員会議で承認された後、校長の決裁を経て日立二高の年間行事予定となり、年間行事予定表及び公式な文書である学校要覧にも掲載されていること、③各担当者の名前の入った分担表が作成され、配付され、一旦監督と決定された以上、監督となった各教員は勝手に欠席することはできないこと、④本件模擬試験の対象者は、3年生のうちBコースの生徒全員及び希望者とされており、Bコースの生徒については、その受験料が経費として一括徴収されていたので、全員が受験することとされていたこと、⑤監督業務に従事した教員に支払われる日当は、模擬試験の業者から振り込まれるものでないうえ、上記金額は低額であるから、模擬試験の業者からの対価としての性質を有しないものといえるのであるから、本件模擬試験の監督に従事したことは、実質的、客観的には、日立二高の公式な学校行事に従事したのと同視しうるものである。

(2) 被控訴人の主張

ア 本件模擬試験は、その問題の作成、採点、偏差値の測定及び結果の通知をすべてベネッセが行い、日立二高の3年生のうち受験を申し込む旨の意思表示をした生徒のみが受験料を支払って受験するものであるから本件模擬試験の実施主体は、ベネッセであるといえるのであり、本件模擬試験の監督業務を担当した教諭に対し、本件模擬試験の監督手当が支払われているが、これはベネッセが支払ったものであると認められるのであるから、本件模擬試験の監督はベネッセの業務というべきである。

イ 紹特法3条2項によれば、教諭については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない旨が定められており、教諭は職務の対価としていかなる金員も收受することは許されないのであるから、本件模擬試験の監督手当が支給されている以上、本件模擬試験の監督業務が公務ではないことは明らかである。

第3 当裁判所の判断

- 1 関係法令の定め並びに本件模擬試験の目的、内容及び実施の経緯等について
関係法令の定め並びに本件模擬試験の目的、内容及び実施の経緯等は、原判決「事実及び理由」の「第3 争点に対する判断」の1に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 本件模擬試験の監督業務の公務遂行性について

(1) 本件では、地方公務員である控訴人が本件模擬試験の監督を行うために自宅から日立二高に向かう途中で交通事故に遭ったことが公務災害にあたるといえるか否かが争われているところ、地方公務員が災害を受けた場合に、それが公務災害として認定されるためには、当該災害が任命権者の支配管理下にある状況で発生し（公務遂行性）、当該災害と公務との間に相当因果関係が認められること（公務起因性）が必要というべきである。そして、地方公務員が任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生したものといえる場合には、この公務遂行性が認められるというべきであり、この公務遂行性が認められるか否かについては、①任命権者の当該任務への関与の有無、程度及び②当該任務の実態の両面から、当該地方公務員が任命権者の支配管理下にあるといえるか否かについて実質的な検討を加えることが必要というべきである。

そこで、まず、本件模擬試験の監督業務が、上記判断基準に照らして、任命権者の支配管理下にある任務であるといえるか否かについて検討する。

甲13号証の39によれば、日立二高の平成16年度の学校要覧には、本年

度の努力目標として、第1に「学力の増進と進路指導の充実、強化」を掲げており、前記認定事実によれば（原判決引用）、日立二高では、平成14年2月8日の職員会議において、同年4月から週休2日制が実施されるのに伴い、進路指導部から、「外部の模擬試験を使って生徒の学力の達成度、成績の推移を定点で確認し、今後の学習指導に活かしていく。」などの理由で、土曜日を利用した外部の業者の模擬試験を1、2年生につき年3回、3年生につき年1回実施することが提案され、職員会議において、提案どおりに実施されることが決定されたこと、平成14年度以降は、平成14年度、平成15年度は、同決定どおり、1、2年生につき年3回、3年生につき年1回、土曜日に模擬試験が実施され、教諭が分担して各模擬試験の試験監督を行ったこと、平成16年度から、1、2年生の模擬試験の実施は、授業のある平日に行うことと変更され、3年生についてのみ土曜日に模擬試験を行うこととされたことが認められる。これらの事実によれば、日立二高における外部業者作成の問題を利用した模擬試験の実施は、生徒の学力の増進と進路指導の充実、強化を目的として実施されるに至ったもので、その実態をみると、外部業者の作成した問題を利用するとはいえ、模擬試験の実施の主体は学校であり、しかも日立二高の学校教育の一貫として行われてきたものといえる。そして、平成16年度の日立二高の3年生について行われた模擬試験についてみると、いずれも土曜日に実施されたものではあるが、同年6月5日に実施された模擬試験は、進学を希望する者が全員参加することとされており、同年7月10日に実施された本件模擬試験は、希望者のほか、3学年Bコースの生徒が全員参加することとされているもので、事前に費用が徴収されており、前年度までは、同様に土曜日に実施されていた1、2年生対象の模擬試験が授業のある平日に行われるよう変更されたこととの対比でみても、3年生に対して行われた本件模擬試験は、同校の課外授業の一貫として位置付けられていたとみることができるというべきである。また、前記認定事実に

よれば（原判決引用），平成16年度の本件模擬試験は，学年主任が進路指導部と相談して，平成16年度の模擬試験実施の年間計画を立て，他の年間行事とともに同年度の「年間行事予定表（案）」を作成し，当該「年間行事予定表（案）」を校長，教頭，事務長，学年主任，部長，教育主任などで構成される運営委員会で検討し，その承認を受けた後，職員会議に提案され，同職員会議で，「年間行事予定表（案）」が承認されると，日立二高の正式な年間行事予定として決定されていること，その後，新年度（4月）になつた後，學習指導の担当教師が，その他の教諭に対し，模擬試験の実施予定日が記載された用紙を回覧し，監督を行うことが可能な日の希望を聞いて期日自体について調整はしていたものの，平成16年度においては，3年の担任，副担任の教諭は，模擬試験にチーフとして立ち会う教諭を除き，全員が3回監督を行うこととされたうえで，年間行事とされた模擬試験の監督の担当の分担が決定されており，その決定に至った手続に照らしても，校長がこれを承認していたものと推認できるというべきであり，一方で，実際に本件模擬試験の監督を行う予定であった控訴人は，具体的に明示された校長からの職務命令はなかつたとはいえ，本件模擬試験の監督が公務であると考えてこれに臨んでおり，同校教師が自発的にいわばアルバイトとして参加するものであるとは考えていいなかつたこと（甲26及び原審における控訴人本人尋問の結果）も認められる。

ところで，本件事故当日の平成16年7月10日は土曜日であり，週休日であるから，教育職員にとって，正規の勤務時間には当たらないところ，増山校長が，本件模擬試験の監督について，控訴人ら担当教諭に対し，時間外勤務を明示的に命じた事実は認められないものである。しかしながら，本件模擬試験の実施については，前記認定（原判決引用）のとおり，日立二高の校長等で構成される運営委員会の承認を得たうえで，職員会議で，日立二高の年間行事とすることを承認され，その後に学校長の決裁も受けているもの

であること、その後、担当期日につき希望期日を考慮して調整がなされたとはいえ、3年生の担任、副担任の教諭については、模擬試験にチーフとして立ち会う教諭を除き、全員が3回監督を行うこととされたうえで、年間行事としての模擬試験の監督の担当者が決定されたことからすると、監督者の決定については、校長もこれを承認していたものと推認できるというべきであり、校長は、本件模擬試験の実施と監督の分担の決定にあたって、実質的にその手続に関与し、最終的に決裁を与えていたものと認めるのが相当である。そうであるとすれば、校長が本件模擬試験の監督を担当する控訴人をはじめとする担当教師に対し、時間外勤務の職務命令を明示的には発していなかつたとしても、控訴人としては、進学希望者に対する課外授業として本件模擬試験の監督を担当することについては、これを拒絶することは困難であったと認めるべきである。

以上のとおりであって、本件模擬試験は、日立二高が主体となって課外授業の一環として実施したものというべきであり、本件模擬試験を実施し、控訴人とその他の3年生の担任、副担任の教諭がその監督を分担することについては、校長の承認があつたといえるものである。そして、控訴人をはじめとする担当教師においては、本件模擬試験の監督の分担を拒絶することは事実上困難な状況にあつたといえるものである。そうであるとすれば、控訴人の本件模擬試験の監督業務は、任命権者の当該任務への関与の有無、程度及び当該任務の実態の両面から判断すると、任命権者である校長の支配管理下にある業務であると認めるのが相当である。

- (2) 被控訴人は、本件模擬試験は、その問題の作成、採点、偏差値の測定及び結果の通知をすべてベネッセが行い、日立二高の3年生のうち受験を申し込む旨の意思表示をした生徒のみが受験料を支払って受験するものであるから本件模擬試験の実施主体は、ベネッセであるといえるのであり、本件模擬試験の監督業務を担当した教諭に対し、本件模擬試験の監督手当が支払われて

いるが、これはベネッセが支払ったものであると認められるのであるから、本件模擬試験の監督はベネッセの業務といえる旨主張する。

しかしながら、前記認定事実（原判決引用）によれば、本件模擬試験の問題文の作成、採点、志望校への合格可能性の判定、模擬試験の実施日の決定等についてはベネッセなどの民間業者が行っており、日立二高はそれらに関与していないものの、模擬試験の実際の監督者の決定とその実施については全て日立二高において前述したとおりの手続を経て決定し、それに基づき、学校の年間行事として模擬試験を実施するに至ったもので、監督を担当する教諭の決定、監督手当の支払などについてベネッセは全く関わっていないものである。なお、日立二高において、本件模擬試験の監督を担当した教諭に対して、生徒（保護者）から集めた事務処理費から監督手当や昼食代が支払われていたことは認められるが、ベネッセは、当該教諭に対し、直接支払をしたわけではないし、上記監督手当の支払は、日立二高が自主的に決定したもので、上記取扱いについてベネッセが異議を述べたことはなかったし、同校の運用を確認するなどしたこともなかったこと、当該教諭が試験監督について地方公務員法38条1項所定の営利事業等への従事の許可を得た事実もないことに照らすと、ベネッセと本件模擬試験の監督を担当することとなつた控訴人をはじめとする日立二高の教諭との間に、雇用契約の成立又は雇用関係類似の法律関係の成立は認められないものというべきである。

したがって、被控訴人の上記主張は、採用できない。

また、被控訴人は、給特法3条2項によれば、教諭については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない旨が定められ、教諭は職務の対価としていかなる金員も收受することは許されないのであるから、本件模擬試験の監督手当が支給されている以上、本件模擬試験の監督業務が公務ではない旨主張する。

しかしながら、前記認定事実によれば（原判決引用）、日立二高において

は、本件模擬試験の監督を担当した教諭に対して、生徒（保護者）から集めた事務処理費から監督手当や昼食代が支払われていたことが認められるが、これは、週休日に本件模擬試験の監督を担当教諭に課すことはその不利益も小さくないから、日立二高において模擬試験に関する申し合わせ事項を自主的に作成し、それに対する最低限の償いとして、事務処理費の中から監督手当、昼食代を支払うことを決定し、実行してきたものであり、生徒、保護者も、上記不利益を受忍する教諭に対し、上記申し合わせ事項に記載された監督手当、昼食代を支給することを了承していたものであり、給特法3条2項に基づく、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給であるとは認められないでの、日立二高において、事務処理費の中から監督手当、昼食代を自主的に支払っていたものにすぎないので、前述した本件模擬試験の監督業務の公務遂行性を左右する事情とはいえないというべきである。

したがって、被控訴人の上記主張は、採用できない。

3 本件事故の公務遂行性について

前記認定のとおり（原判決引用）、本件事故は、控訴人が、日立二高で行われる本件模擬試験の監督業務を担当するために、自宅から日立二高に自家用車で通勤する途上の交通事故であり、本件事故当時、日立二高の校長であった増山校長から原告に対し形式的には出勤命令は出されていなかったものの、前述したとおり、控訴人の本件模擬試験の監督業務は、任命権者の当該任務への関与の有無、程度及び当該任務の実態の両面から判断すると、任命権者の支配管理下にある業務であるというのが相当であるところ、任命権者においては、本件事故は、合理的な経路及び方法による出勤途上の災害であることを認めていいものであって（甲2）、被控訴人は、本件において、この点について争っていないこと（弁論の全趣旨）に照らすと、本件事故は、任命権者の支配管理下にある業務遂行にあたっての事故であると認められるのであるから、本件事故に公務遂行性を認めることができると解するのが相当である。

4 本件処分に適法性について

地方公務員が災害を受けた場合に、それが公務災害として認定されるためには、①当該災害が任命権者の支配管理下にある状況で発生し（公務遂行性）、②当該災害と公務との間に相当因果関係が認められること（公務起因性）が必要であるところ、本件事故に公務遂行性があることは、前述したとおりであり、本件事故に公務遂行性が認められる以上、本件事故と公務との間に相当因果関係が認められることになるから、本件事故に公務起因性が認められる。

したがって、本件事故について、公務遂行性が認められないとして公務外認定処分を行った本件処分は、これを適法であるとは認めることはできないので、地方公務員災害補償基金茨城県支部長が平成19年1月18日付けで行った、本件処分を取り消すのが相当である。

5 結論

よって、当審の判断と結論を異にする原判決は、相当でないから、原判決を取り消すこととし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 西 岡 清一郎

東京高等裁判所

裁判官 滝澤雄次

裁判官 脇博人

これは正本である。

平成23年3月17日

東京高等裁判所第14民事部

裁判所書記官 七三正

